# シンガポールにおけるGI申請手順

保護期間

登録後
**10年**

申請費用

**1,500**
シンガポールドル
(≒172,500円)※1

認定までの所要時間

**9カ月程度**

対象商品

1. ワイン
2. スピリッツ
3. ビール
4. チーズ
5. 肉および肉製品
6. シーフード
7. 食用油
8. 非食用油
9. 果物
10. 野菜
11. スパイスと調味料
12. 菓子類および焼き菓子
13. 花もしくは花の一部分
14. 天然ゴム

**01 申請**

・シンガポールのWEBサイトIPOSにて申請
・代理人による申請可能
・日本で登録されていることを示す証拠書類が必要

【主な記載情報】
・申請者名
・商品カテゴリー
・GIの意匠・読み方
・取得した国
・地域についての説明、地図
・商品の説明
・地域に起因する商品特徴等

**02 書類確認**

約10日

書類の不備、必要な情報の記載漏れがないかの確認

**03 審査**

GIに適しているか否かを審査

約6カ月

**04 公告**

申請が受理された場合、その情報はGIジャーナルにて6週間一般公開される。
この期間中、利害関係者は誰でもGIの登録に異議を申し立てることができる

異議申立なし

6週間

**06 登録**

IPOS(シンガポール知的財産局)から登録証明書が発行され、GIは登録日から10年間保護される

異議申立あり

**05 異議申立審査**

異議申し立て却下

※1:1SD≒115円で計算、2024年12月